

伊勢崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

伊勢崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

| 年 次 | | 平成 2 7 年 | 令和 7 年 |
|-----|-------------------|----------|-------------------|
| | | (基準年) | (基準年の 10 年後) |
| 区 分 | 都 市 計 画 区 域 内 人 口 | 836.6 千人 | おおむね 811.3 千人 |
| | 市 街 化 区 域 内 人 口 | 571.1 千人 | ※ 1 おおむね 562.9 千人 |
| | 配 分 す る 人 口 | — | おおむね 548.8 千人 |
| | 保 留 す る 人 口 | — | おおむね 14.1 千人 |
| | (特定保留) | — | — |
| | (一般保留) | — | おおむね 14.1 千人 |

※ 1 令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

理 由

<国領町産業団地地区：面積約19.4ha>

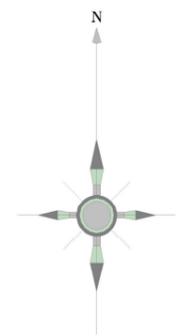
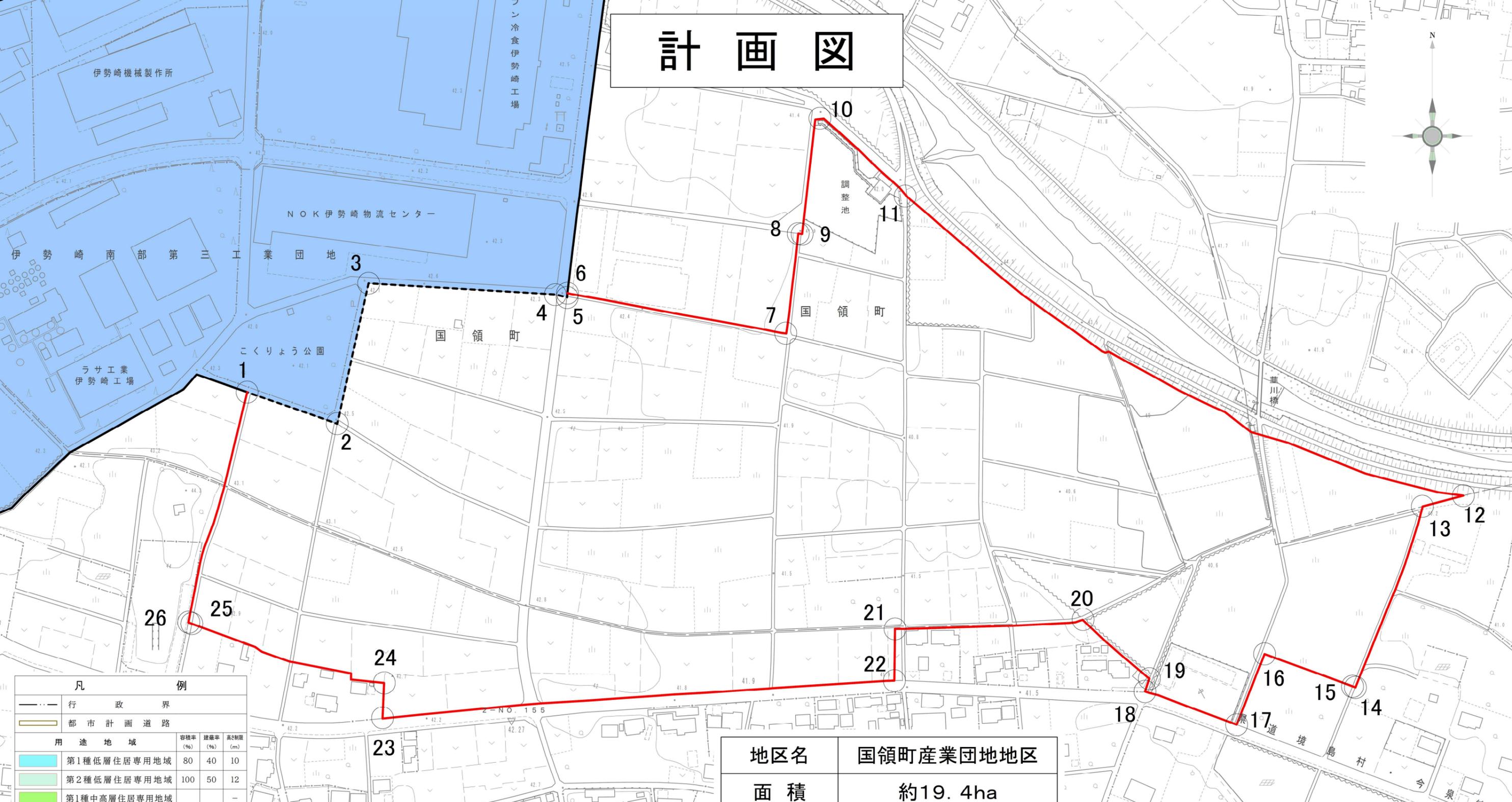
伊勢崎市総合計画では、活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくることを政策として掲げ、積極的な企業誘致活動の展開や産業団地の整備促進等の施策を展開することとしているが、伊勢崎市内の既存工業団地は全て分譲済みであり、伊勢崎市への立地を希望する企業の受け皿となる新たな産業用地の整備が求められている。

伊勢崎市の南部に位置する本地区は、隣接する伊勢崎南部第三工業団地と一体的な土地利用が可能な区域であり、近接する国道462号を經由し東毛広域幹線道路や関越自動車道本庄児玉ICへの交通アクセス性に優れた区域である。群馬県の都市計画区域マスタープランでは産業拠点として位置づけられ、伊勢崎市都市計画マスタープランでは土地利用検討地（工業系利用地）として位置づけられている。

今回、本地区において新たな産業団地造成の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものである。

なお、本地区周辺は洪水浸水想定区域であるため、伊勢崎市は伊勢崎市国土強靱化地域計画に基づき、ソフト・ハード対策を適切に組み合わせた総合的な対策を講じていく。

計画図



地区名 国領町産業団地地区
面積 約19.4ha

| 凡 例 | | | |
|---------------|---------|---------|----------|
| 用途地域 | 容積率 (%) | 建蔽率 (%) | 高さ制限 (m) |
| 第1種低層住居専用地域 | 80 | 40 | 10 |
| 第2種低層住居専用地域 | 100 | 50 | 12 |
| 第1種中高層住居専用地域 | - | - | - |
| 第2種中高層住居専用地域 | - | - | - |
| 第1種住居地域 | - | 60 | - |
| 第2種住居地域 | - | 200 | - |
| 準住居地域 | - | - | - |
| 近隣商業地域 | - | - | - |
| 商業地域 | - | 80 | - |
| 準工業地域 | - | 400 | - |
| 工業地域 | - | 60 | - |
| 工業専用地域 | - | 200 | - |
| 市街化調整区域 | - | 50 | - |
| その他区域(非線引き白地) | - | 70 | - |

| 測点 | 境界 | 測点 | 境界 |
|-------|------|-------|-----|
| 1~4 | 道路端 | 16~17 | 水路端 |
| 4~6 | 道路横断 | 17~19 | 道路端 |
| 6~8 | 道路端 | 19~20 | 水路端 |
| 8~9 | 見通し | 20~21 | 道路端 |
| 9~11 | 道路端 | 21~22 | 筆界 |
| 11~12 | 河川端 | 22~23 | 道路端 |
| 12~13 | 筆界 | 23~25 | 筆界 |
| 13~14 | 道路端 | 25~26 | 見通し |
| 14~15 | 見通し | 26~1 | 道路端 |
| 15~16 | 筆界 | | |

| 凡 例 | |
|-----|--------------|
| | 新市街化区域線 |
| | 旧市街化区域線 |
| | 市街化区域線(変更なし) |

